

令和7年3月31日
福 祉 局

「東京都ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）」を策定しました

この度、「東京都ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）」を策定しましたので、お知らせします。

1 計画の概要

ギャンブル等依存症対策基本法に基づく、都におけるギャンブル等依存症対策を推進するための計画

※ 詳細は別紙のとおり

2 計画の期間

令和7年度から令和9年度までの3年間

3 計画の基本的な考え方

- (1) ギャンブル等依存症の正しい知識の普及と予防・発症・再発防止の段階に応じた支援と治療
- (2) 本人や家族に関わる関係機関や民間団体、関係事業者など多様な主体が連携した包括的な支援

4 計画の方向性

ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に対処するため、以下5つの取組を推進します。

- (1) 予防教育・普及啓発
- (2) 相談・治療・回復支援
- (3) 依存症対策の基盤整備
- (4) 関係事業者の取組
- (5) 多重債務問題等への取組

5 改定のポイント

- (1) 依存症ポータルサイトの構築及び普及啓発動画作成・インターネット広告等による効果的な情報発信
- (2) SNSを活用した相談体制の構築、民間団体と連携した特別相談等の実施をはじめとする早期発見・早期支援に向けた体制整備

- (3) 依存症専門医療機関における連携会議等を通じた地域における支援ネットワークの強化

6 計画の公表

東京都福祉局ホームページに掲載

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/gambletou_/keikaku



7 意見の募集結果

本計画の策定に当たっては、令和7年2月3日から同年3月4日までの期間、広く都民の皆様から御意見を募集いたしました。

その結果、多くの方から御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見と、それらに対する都の考え方は福祉局ホームページで公表しております。御協力いただき、誠にありがとうございました。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/gambletou_/public2



<問合せ先>

福祉局障害者施策推進部精神保健医療課

電話 03-5320-4461